

令和6年能登半島地震の本市の対応

元日に最大震度7を観測した令和6年能登半島地震。今でも、被災地の多くの方が厳冬の中で避難所生活を余儀なくされています。また、被災地各地で道路や水道に甚大な被害が及び、復旧作業が難航。さらに、避難所を運営する地元自治体職員も疲弊し、支援が

十分に行き届いていない地域もあります。市では、被災地支援のため、職員の派遣や義援金の受け付けを行っています。引き続き、国や京都府等と連携し、できる限りの支援を行ってまいります。

※16面に関連記事あり。



石川県珠洲市への出発前に川田市長から激励を受ける消防職員(写真上)と、石川県七尾市に派遣された京都府と府内自治体職員(同下)

被災地への職員派遣

元日の夜から、京都府内の消防本部で結成する「緊急消防援助隊京都府大隊」の隊員として消防職員を派遣。石川県珠洲市で人命救



助および後方支援活動にあたりています。

また、13日からは、京都府内の自治体と連携し、石川県七尾市の避難所の運営を支援するため、市職員を派遣。支援物資の受け入れや配布、地域の被害状況の確認、被災家屋の復旧支援などを行っています。

消防職員の派遣 消防本部(☎981・4119)、市職員の派遣 危機管理課(☎983・3200)

義援金の受け付け

お寄せいただいた義援金は、被災地の生活支援に役立てられます。皆さんの温かいご支援をよろしく願います。

※救援物資の取り扱いについてはお問い合わせください。

募金箱に入金する場合

市役所2階と3階、市内公民館、コミュニティセンター、八幡市社会福祉協議



募金箱の設置施設一覧は、市ホームページをご覧ください(上記のQRコードからアクセス可)。

※受領証等が必要とする人は、市役所3階福祉総務課

福祉総務課(☎983・1334)、八幡市社会福祉協議会(☎983・4450)



直接振り込む場合は、同ホームページをご覧ください。

日本赤十字社へ直接振り込む場合

と2階障がい福祉課で発行しています。必要な人は、募金箱に入金する前にお声がけください。

令和5年八幡市議会第4回定例会

全議案を原案どおり可決

令和5年12月6日に開会した令和5年八幡市議会第4回定例会は、最終日に市が提出した議案等をすべて可決・承認し、12月25日に閉会しました。そこで、可決された補正予算案のうち、次の3つの物価高騰対策に関する支援事業の内容について、お知らせします。

低所得世帯物価高騰対策支援給付金(7万円追加給付金)

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による影響を受けている住民税非課税世帯に対して、1世帯あたり7万円を支給します。

■対象者

令和5年12月1日時点で本市に住み、令和5年度住民税均等割が非課税である世帯の世帯主

※住民税が課税されている人の扶養親族のみで構成される世帯、または既に他市町村から本給付金と同様の支給(7万円)を受けている世帯を除く(前回実施した3万円の給付金とは一部支給要件が異なります)。

座に振り込まれた世帯には、同じ口座に7万円を2月16日に振り込みます。なお、支給要件に該当しない場合や、振込先を変更したい場合、給付を辞退する場合は、必ず2月7日までにコールセンターへご連絡ください。

申請が必要ない世帯 令和5年7月11日に実施した「低所得世帯物価高騰対策支援給付金(3万円給付金)」が世帯主義口

上下水道料金を減免します

物価高騰に対する住民生活および経済活動の支援のため、普通用給水契約者の上下水道料金を減免します。

■減免額 ▼水道料金2千3百円 ▼下水道使用料1千4百円

申請が不要。 令和5年7月11日に実施した「低所得世帯物価高騰対策支援給付金(3万円給付金)」が世帯主義口

奇数月検針の地区 3月検針分(令和6年1月) 2月検針分(令和5年12月) 令和6年1月使用分

農業者物価高騰対策緊急支援事業

物価高騰による負担増に直面する市内農業者への影響緩和と地域農業の維持を図るため、経営規模に応じた給付金の交付とともに、共同用水ポンプの電気料金の負担軽減を行います。

■農業経営 緊急支援給付金

■販売農家給付金 年間農産物販売金額が50万円以上または経営耕地面積が30アール以上の市内農家に定額の給付金を交付します。

■農業用水 共同ポンプ電気代 緊急支援給付金

令和5年12月1日時点で本市に住み、令和5年度住民税均等割が非課税である世帯の世帯主

申請期間は2月中旬〜6月

令和5年12月1日時点で本市に住み、令和5年度住民税均等割が非課税である世帯の世帯主

令和5年12月1日時点で本市に住み、令和5年度住民税均等割が非課税である世帯の世帯主

令和5年12月1日時点で本市に住み、令和5年度住民税均等割が非課税である世帯の世帯主

令和5年12月1日時点で本市に住み、令和5年度住民税均等割が非課税である世帯の世帯主

低所得世帯物価高騰対策支援給付金(3万円給付金)の特例について

令和5年6月2日以降に本市へ転入した世帯で、転入前市町村の基準日が本市と異なるため、転入前市町村で3万円の受給資格がなかった令和5年度住民税均等割非課税世帯について、本市の3万円給付金の要件に該当する場合は、本市の支給対象となる可能性があります。その場合は申請が必要となりますので、コールセンターまでお問い合わせください。申請期限は3月15日(金)(当日消印有効)です。 ※申請忘れなどによるものは対象外です。

農業者物価高騰対策支援給付金担当(☎981・5505)

農業者物価高騰対策支援給付金担当(☎983・5216)

農業振興課(☎983・2703)